

京都市告示第 130号

京都市水路等管理条例第2条第1号の規定に基づき、水路等（同条第2号に規定する農業用水路等以外の水路等に限り、）を次のように指定します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成19年7月6日

京都市長 榊 本 頼 兼

整理 番号	名 称	起 終	点 点
1	静市水0212号	左京区静市市原町663番地の2地先 同町659番地の1地先	
2	久世水0276号	南区久世殿城町446番地の2地先 同町465番地の2地先	
3	嵯峨水0578号	右京区嵯峨天龍寺車道町25番地地先 同町11番地の1地先	
4	嵯峨水0579号	右京区嵯峨広沢南野町62番地の1地先 同町61番地の8地先	
5	御陵水0120号	西京区御陵大枝山町三丁目100番地の10地先 同区御陵北大枝山町200番地の7地先	
6	御陵水0121号	西京区御陵大枝山町三丁目17番地の1地先 同町17番地の21地先	
7	御陵水0122号	西京区御陵大枝山町三丁目16番地の1地先 同町100番地の71地先	

(建設局土木管理部道路明示課)